

(別添1)

優秀施工者国土交通大臣顕彰について

1. 趣旨及び建設マスターの活用について

我が国の建設産業においては、今後、少子化・高齢化の進展に伴い労働力不足時代の本格的到来が予想される中で、直接施工にあたる建設技能者の不足が深刻化することが危惧されており、優秀な人材を確保育成することが良質な建設生産物を安価で国民に提供していくための重要な課題となっています。

そこで国土交通省では、建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰することにより、「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価の向上を図ることを目的として、平成4年度より実施してきた優秀施工者建設大臣顕彰を引き続き「優秀施工者国土交通大臣顕彰」として実施しています。

顕彰者（建設マスター）は以下のような顕彰基準を満たし、卓越した技能・技術を有する熟練技能者であります。貴都道府県におかれましても、発注担当部署等にも建設マスター及び本顕彰制度について周知徹底を図るとともに、発注に当たっての参考とされることを期待します。また、建設マスターを各種講演会、研修会等の講師等として、あるいは実技指導員としてご活用いただき、建設マスター及び本顕彰制度のPRにご協力いただきたく存じます。

2. 顕彰の対象

建設現場において工事施工に直接従事している個人で、現役として活躍している建設技能者のうち、次の基準を全て満たしている方

（顕彰基準）

- ①技能・技術が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③後進の指導育成に努めていること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

3. 選考方法

建設業者団体、都道府県及び北海道開発局並びに地方整備局から推薦を受けた方について、あらかじめ国土交通省職員等により事前審査を行った上で、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において審査・選考する。

4. 被顕彰者数の推移

第1回 (H4)	第2回 (H5)	第3回 (H6)	第4回 (H7)	第5回 (H8)	第6回 (H9)	第7回 (H10)	第8回 (H11)	第9回 (H12)	第10回 (H13)
222名	263名	273名	238名	269名	258名	293名	295名	303名	461名
第11回 (H14)	第12回 (H15)	第13回 (H16)	第14回 (H17)	第15回 (H18)	第16回 (H19)	第17回 (H20)	第18回 (H21)	第19回 (H22)	合計
501名	472名	463名	456名	436名	436名	412名	421名	411名	6,883名

*第6回、7回は造園工、第11回、第12回は鉄筋工、第17回は造園工及び建設機械運転工、第18回は造園工で、それぞれ内1名が女性 計7名。

参考) 建設マスターについての各種情報については、(財)建設業振興基金のホームページ (<http://www2.yoi-kensetsu.com/kenshousha/koken/top.asp>) で提供しておりますのでご活用下さい。

(別添2)

優秀施工者国土交通大臣顕彰要領

(目的)

第一 優れた建設現場従業者を広く顕彰することにより、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(顕彰の対象)

第二 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。

- 一 建設現場業務に直接従事している期間が20年以上の者
- 二 建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上60歳以下の者。ただし、35歳以上40歳未満及び61歳以上の者についても、相当の理由がある場合に限り、対象とする。
- 三 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

(顕彰基準)

第三 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。

- 一 技術・技能が優秀である者
- 二 技術開発・施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者かつ建設工事に相当の実績のある者
- 三 後進の指導・育成に努めている者
- 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
- 五 他の建設現場従業者の模範である者

(顕彰の方法)

第四 顕彰は、国土交通大臣が顕彰を受ける者に対して顕彰状及び徽章を授与して行う。

(顕彰の時期)

第五 顕彰は、毎年一回「建設産業構造改善推進週間」の行事の一環として行う。

(被顕彰者の決定)

第六 被顕彰候補者は、都道府県知事、建設業者団体の長及び地方整備局長等が推薦した者から優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会が選考する。

2 国土交通大臣は、前項により選考された被顕彰者候補から被顕彰者を決定する。

3 優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会については別に定めるところによる。

(欠格等)

第七 被顕彰者候補の選考に当たっては慎重に審査し、罪を犯した者及び犯罪容疑者等で顕彰することが国民感情に照らしふさわしくない者については、顕彰することができない。

2 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。

3 既に叙勲、褒章又は国土交通大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰は行わない。

(その他)

第八 この要領に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項については、総合政策局長が定める。

附 則

この要領は、平成4年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。